

太平洋戦争開戦直前の自衛権：日米交渉期の日米を中心として

西嶋，美智子
日本学術振興会：特別研究員

<https://doi.org/10.15017/1792150>

出版情報：法政研究. 83 (3), pp.563-589, 2016-12-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

太平洋戦争開戦直前の自衛権

——日米交渉期の日米を中心として——

西
嶋
美
智
子

- 一 はじめに
- 二 日本
 - (一) 「自存自衛」論の出現とその意味
 - (二) 「自存自衛」と自衛権
 - (三) アメリカの評価
- 三 アメリカ
 - (一) アメリカの国家政策
 - (二) 国家政策と自衛権
 - (三) 日本の評価
- 四 おわりに

一 はじめに

国連憲章第五条は「個別的又は集团的自衛の固有の権利」を規定しているが、国連憲章制定後の自衛権の範囲については、国家実行も学説も一致が見られていない。学説について述べると、^①一方で、国連憲章制定前までは慣習国際法上の自衛権は「自国領土が武力攻撃された場合に反撃する」という内容にまで制限されたとした上で、国連憲章制定後もこの場合にのみ自衛権を行使しようとする説がある（制限的解釈説）^②。他方で、国連憲章制定前の慣習国際法上の自衛権を、先行行為、正当化される行為、保護法益、地理的範囲といった点で広く捉え、国連憲章制定後もそれが存続しており、自衛権は広い行動の自由を許すとする説がある（許容的解釈説）^③。このように見解が相違している要因は、国連憲章制定後の自衛権解釈が一致していないことにあるのみならず、国連憲章制定前の慣習国際法上の自衛権の捉え方が一致していないことにもある。

そうであるならば、国連憲章制定後の自衛権の範囲を明らかにするための前提として、まずは、国連憲章制定前の慣習国際法上の自衛権が、「自国領土が武力攻撃された場合に反撃する」というように狭く捉えられていたのか、あるいはそれよりも広く捉えられていたのか、広く捉えられていたとしたらどの範囲までの行動が許されるとされていたのかを、実際の国家実行の検証により明らかにしなければならない。その上で、国連憲章制定前の慣習国際法上の自衛権と国連憲章との関係、そして国連憲章制定後の国連憲章上および慣習国際法上の自衛権概念を検証する必要がある。^④

以上のような認識の下、本稿は、国連憲章制定前の自衛権概念を明らかにするための一つの素材として、太平洋戦争開戦直前の時期の日本とアメリカとを取り上げ、当時両国が自衛権をどのように捉えていたのかを明らかにすることを目的とする。検討対象を、太平洋開戦直前の時期の日米とする理由は以下の通りである。国連憲章制定以降の自衛権研究で、国連憲章制定前の自衛権についての検討を含む研究であっても、第二次世界大戦期（一九三九―一九四五）の自

自衛権概念を詳細に検討しているものはほとんど無いと言っても過言ではない。⁵⁾ 上述の許容的解釈説と制限的解釈説の多くも、国連憲章制定前については、不戦条約までの時期の自衛権を主たる検討対象としている。⁶⁾ しかし、実際には、第二次世界大戦期とりわけ開戦に至るまでには、当時の各国の自衛権の捉え方を知りうる重要な議論があったのであり、この議論を検証することなく自衛権が国連憲章制定時までに制限されたか否かを論じることができないであろう。国連憲章制定前の自衛権概念を明らかにするためには、第二次世界大戦開戦に至るまでの、各国の自衛権の捉え方を検討しなければならない。

本稿では、以下に示す理由から、ドイツやイギリスなどではなく、まずは日米を対象とする。この二か国は、第二次世界大戦参戦直前すなわち太平洋戦争開戦直前のとりわけ日米交渉の時期に、自衛権について多くの議論を行った。日本もアメリカも、以下で詳述するように、少なくとも太平洋戦争開戦までの時期は、「自国領土が武力攻撃された場合」以外にも自衛権を行使しようと主張していた。この二か国をまず取り上げることにより、自衛権を広く捉える国家が、先行行為、正当化される行為、保護法益、地理的範囲という観点から、自衛権がどの範囲の行動の自由を許すとみなしていたのかを明らかにしうる。これは、今後、日米以外の国家を取り上げ、これらの国家が日米の自衛権の主張をいかに評価していたのかを検討するための、前提ともなる作業である。

もちろん、国連憲章制定前の両国の自衛権概念の捉え方の全体像を示すためには、太平洋戦争開戦後から国連憲章制定過程までの時期をも対象とした検証が必要であろう。しかし、紙幅の制限もあり、本稿では、第二次世界大戦期の日米が、自衛権について最も重要な見解を表明したと考えられる太平洋戦争開戦直前のみを取り上げざるを得ない。ただ、この作業が、国連憲章前の時代に慣習国際法上の自衛権がどのような権利であったのかを探る、一助となることは確かである。

本稿の論述は、日本、アメリカの順序で進める。「一」では、日本の自衛権の捉え方を分析する前に、まずは「自存

自衛」概念を検討する。「自存自衛」は、以下に述べる通り、戦争目的を説明するために度々用いられていた用語である。しかし、この用語がどのような意味で用いられていたのかということ、当時の国際法上の自衛権との関係で明らかにされてきたとは言えない。したがって、「一」では、まず、太平洋戦争の戦争目的としての「自存自衛」の意味を明らかにした上で、「自存自衛」が国際法上の自衛権と用語として区別されていたことを示し、最後に、当時の自衛権の意味を、日本政府の見解の分析を通して明らかにする。「二」では、アメリカの自衛権の捉え方を分析する前に、アメリカの国家政策を簡単に検討する。なぜならば、当時のアメリカにおいて自衛権は、「二」で述べるように、アメリカの国家政策を正当化するために用いられたためである。

なお、「一」「二」それぞれの最後に、日本の自衛権の主張に対するアメリカの評価、アメリカの自衛権の主張に対する日本の評価を検討する。このことにより、それぞれの国家の自衛権の捉え方をより明確にできると考えられる。

二 日本

(一) 「自存自衛」論の出現とその意味

一九四一年一月八日、日本は真珠湾を攻撃し、「宣戦の詔書」⁵⁾を発表した。この中で、日本は、英米が「与国を誘ひ帝国の周辺に於て武備を増強して我に挑戦し更に帝国の平和的通商に有らゆる妨害を与へ遂に経済断交を敢てし帝国の生存に重大なる脅威を加」えたと言及する。さらに、日本は事態を平和的に回復しようとしたが、英米はかえって経済上軍事上の脅威を増大し日本を屈服させようとし、日本の存立が危殆に瀕しているため、「自存自衛」のため「一切の障礙を破碎するの他なし」とした。「自存自衛」という用語は、一九四〇年代以前にも見られることがあるものの、

太平洋戦争に関連した重要国策を決定する文書に見られるようになるのは、国策としての南進が具体化する時期に重なる。一九四〇年春から夏にかけて、前年に始まった欧州戦争でドイツが優位に立ったのに伴い、南方に積極的に進出して日滿支を中心とした自給圏を確立すべきだという声が大きくなっていく。このような考え方は、一九四〇年七月、「基本国策要綱」、および大本営政府連絡会議において採択された「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱」の中に組み込まれた。このうち、「世界情勢の推移に伴ふ時局処理要綱」⁹に関して述べると、大本営陸軍部および海軍部による「提案理由」¹⁰の中の南方問題解決にかかる部分で、日本が英米依存の体制から脱却し、日滿支を骨幹とし概ね印度以東濠洲、新西蘭以北の南洋方面を一環とする自給体制を確立することが、日本が速急に実現するべきところであるとされている。¹¹このように、南方進出を決定した当初は、その理由として、日滿支三カ国を中心とした自給自足体制を確立することが挙げられていた。南進策の公表に際して、「大東亜共栄圏」¹²という言葉が公式に登場し、「大東亜共栄圏」の建設が「世界新秩序」建設の一環とされるようになる。この「世界新秩序」を作るといふ共通の立場にある日独伊の提携強化も同時に進み、新秩序に於いて、東亜においては日本の生存圏を、欧州・アフリカにおいては独伊の生存圏をそれぞれ尊重することが了解された。¹³

そこで、日本は実際に南進政策を遂行することになったが、南進政策が具体化してくるのに伴い「自存自衛」という用語が重要国策にも登場してくるようになった。「自存自衛」が、太平洋戦争関連重要国策の中に初めて登場するのは、管見の限りでは、一九四一年一月三〇日「対仏印、泰施策要綱」¹⁴である。この要綱は、仏印、タイに軍事基地を設定する目的で作られたものであり、少なくとも当初の意図としては、やむを得なければ武力を行使することを決定しようとしたものであった。大本営政府連絡会議で採択されたこの要綱では、「大東亜共栄圏建設の途上に於て帝国の当面する仏印、泰に対する施策の目的は帝国の自存自衛の為仏印泰に対し軍事、政治、経済に亘り緊密不離の結合を設定するに在り」とされている。この「自存自衛」という用語は、本国策決定過程のどの段階で挿入されたのであろうか。

当時の国策決定過程は極めて複雑であるが、本要綱に関して言うと、大本営陸軍部第二〇班、いわゆる戦争指導班により立案されたものである。その後、修正案がいくつか出され、最終的には大本営政府連絡会議で決定され、天皇の裁可を得た。立案から決定されるまでの過程を見てみると、大本営陸軍部の当初の案では「帝国の当面する仏印及泰処理の目的は仏印及泰に対し軍事、政治、経済に亘り緊密不離の結合を設定するにあり」とされている⁽¹⁶⁾。しかし、大本営陸軍部の最終案では「自存自衛」という用語が使用されており、立案から大本営政府連絡会議に提出された最終案までの間に自存自衛の用語が挿入されたことが分かる⁽¹⁷⁾。どの段階でなぜこの用語を使用することが提案されたのか、またそれとどのような意味を持たせようとしていたのかは不明であるが、明確なのは、対南方武力行使を主張していた大本営陸軍部の立案の段階で挿入されたことである。

「自存自衛」という用語は、その後、太平洋戦争開戦までの主要な国策の大多数において使用されている⁽¹⁸⁾。日本政府はこの「自存自衛」という用語を、概ね以下のような二つの意味で用いていた⁽¹⁹⁾。

①「対仏印、泰施策要綱」奏上の際の「内閣総理大臣所要事項御説明」の中には次のような説明が見られる。すなわち、「大東亜共栄圏建設の途上にある現段階に於きまして、支那事変処理を中心とする外廓的施策、竝帝国の必需資源確保の見地より、仏印及泰と帝国との間に軍事、政治、経済に互る緊密なる結合関係を設定致しますことは、帝国の自存自衛上緊急、且重要な措置で御座います⁽²⁰⁾」というものである。必需資源確保のために仏印やタイと緊密な関係を設定することが、自存自衛上の措置だとされている。「自存自衛」は、このように、重要資源を確保するための自給体制を南進により確立することによって日本の生存を維持するという意味で用いられた。

②また、「自存自衛」は、とりわけ英米に対して武力を行使することを正当化するために用いられた⁽²¹⁾。南進を国策として決定した後、一九四〇年末より実際に日本がタイ・仏印に軍事的、政治的、経済的影響力を拡大しようとし始める、これに呼応するかたちで、英米は禁輸や資産凍結等による対日経済圧迫を強化するなど対日態度を硬化させていく。

このような状況下、英米に対して将来行いうる武力行使の根拠として、「自存自衛」の語が用いられた。上述の「対仏印、泰施策要綱」もそうであったが、一九四一年四月一七日の「対南方施策要綱」陸海軍案²²では、「大東亜共栄圏建設の途上に於て、帝国の当面する対南方施策の目的は、帝国の自存自衛の為、速やかに総合国防力を拡充するに在り」として「自存自衛」が対南方施策の目的として表明された。さらに続けて、「…下記事態発生し之か打開の方策なきに於ては、帝国は自存自衛の為武力を行使す」とされ、具体的にそのような事態として「英、米、蘭等の対日禁輸により、帝国の自存を脅威せられたる場合」と「米国か単独若くは英、蘭支等と共同し帝国に対する包囲体制を逐次加重し、帝国防上忍び得ざるに至りたる場合」を挙げている。このように、「自存自衛」は、将来なしうる武力行使を正当化するためにも使用された。²³

（二）「自存自衛」と自衛権

国内の政策決定文書や軍部で使われ始めた「自存自衛」は、後に太平洋戦争の戦争目的の一つとされたが、この用語は、国際法上の自衛権と互換的に用いられていたのであろうか。結論から述べると、「自存自衛」は、用語としては自衛権とは区別されていた。

一九四一年一〇月一三日天皇が木戸内大臣に詔書案作成を指示し²⁴、その後、陸海軍省部で「対米英蘭戦名目骨子案」が研究され、外務省の複数の局で戦争目的、大義名分、開戦名目などが作成された。このうち、当時外務省に置かれていた六つの局のうちの一つであった南洋局²⁵によって作成された十一月一九日「南方戦争の性格、戦争目的に関する意見」²⁶には、「自存自衛」と「自衛権」の違いについての言及が見られる。本文書には、「南洋局」との印字があり、省内で検討されたものと考えられる。審議過程は不明であるものの、外務省条約局が起草し十一月二七日に大本営政府連絡

会議に提出された「詔書」案の中では、「自存自衛」が使用された。²⁷以下では上記の南洋局の文書を検討する。

南方戦争が起こった場合に宣言すべき戦争目的について、最初に「帝国生存権 (Right of existence) の擁護」「自衛 (Self-preservation) の必要上実力に依る敵性国家の包囲陣突破」が挙げられている。そして、注において、「自衛権」を戦争の根拠とすべきでない理由として、「所謂『自衛権』 (Right of self-defense) を根拠とすることは余りに突発的、小乗的なる感を与へ南方戦の如き深淵広大なる意義を有する大戦争に付ては適当ならず殊に此の用語は満州事変以来使ひ古されたる観あり²⁸」とされている。このように、「生存権」や「自存自衛」は、「自衛権」と用語として区別され、選択されたことが分かる。

ただし、本文書においては、「自存自衛」や「自衛権」の内容について、詳述されていない。「自衛権」が「満州事変以来使ひ古され」、「突発的、小乗的なる感を与」えることとされていることから、「生存権」や「自存自衛」は使い古されておらず、突発的、小乗的な印象を与えないとみなされていたことは明らかであるものの、それらの概念の詳細はここからは明確ではない。ただ、「自存自衛」は、伝統的に国際法上の自己保存を表す語であった“self-preservation”²⁹とい換えられていることから、自己保存とも同視しうるほどに広い概念として用いられていたと考えうる。

以上のように、日本においては、国内での戦争目的の検討で「自存自衛」という用語を選択し使用していた。しかし、とりわけアメリカに対する説明においては、「自衛」や「自衛権」という用語が使用されることが多かった。一九四一年春から開戦までの日米交渉³⁰における説明でも、「自衛」、「自衛権」という用語にて自国の現在および将来の行動が説明されることが一般的であった。³¹このことは、「世界新秩序」の新たな法秩序の下での正当化は別として、少なくとも伝統的国际法上は、戦争や武力行使を含む当時の日本の行動を正当化するのには、「生存権」や「自己保存」ではなく、「自衛権」であったという日本政府の認識を示している³²と見てよいであろう。

それでは、日本が主張した「自衛」あるいは「自衛権」は、どのような意味で用いられていたのであろうか。結論か

ら述べると、同じ時期の同じ行動を説明しようとしていたために当然とも言えるが、日本が主張した「自衛権」と「自存自衛」の内容にはほとんど相違がないばかりか、「自衛権」は「自存自衛」の内容とされたものとはほぼ一致する。

一九四一年一月一〇日、東郷外相はアメリカの日本資産凍結が日本への多くの重要な原料供給を止めたとし、「このような性格の経済的圧力は、直接の武力行使よりもはるかに国家の生存を脅かしうる。アメリカ政府は、このような性格の状況を考慮に入れ、もしも継続的な圧力にさらされれば、日本人は、自衛の措置に訴えなければならぬ」と最終的には断固として (resolutely) 感じやえしうるといふことに気づいて欲しい」と述べた。⁽³³⁾ 東郷が交渉にあたっていた一九四一年一月一〇日の時点では、既に南部仏印に進駐していることからここでの自衛の措置は南進ではない。また、この発言がなされた時期が太平洋戦争開戦の直前であり、御前会議において米国との交渉期限が一月末までとされ、交渉が決裂した場合には米英と開戦することが合意されたことを考慮すると、この自衛の措置とは、戦争や武力の行使を示唆していると考えられる。このように、経済的圧力に対して、戦争や武力に訴えることが自衛の措置として説明された。この内容は、上述した「自存自衛」の二つの内容のうち、②「将来なしうる武力行使を正当化する」という内容と一致する。

さらに、南部仏印進駐についての批判に反駁する中で、自国の行動は自衛権の行使であったと説明した。一九四一年七月、日本はフランス（ヴィシー）政府と共同防衛協定を締結し、この協定に基づき南部仏印進駐を開始した。インドシナにおける措置について、日本政府は、太平洋の平和 (the peace of the Pacific) に対する全ての脅威を除き、日本に対する重要資源を公平に供給することを確保することを意図したものであり、日本政府が取らなければならないと考えた自衛の措置であったとした。⁽³⁴⁾ また、米を始めとした食料、材料、産物などの供給を確保するための自衛の措置であるとも説明された。⁽³⁵⁾ これは、上述の「自存自衛」の二つの内容のうち、①「重要資源を確保するための自給体制を南進により確立することによって日本の生存を維持する」という内容と一致する。

以下では、より詳細に、日本が主張した自衛権の先行行為、正当化される行為、保護法益、地理的範囲の順に検討していく。まず、自衛権の先行行為についてであるが、とりわけ一九四一年七月の南部仏印進駐後、禁輸や資産凍結といった形で各国の経済圧迫が強まっていく中で、日本が、現在あるいは将来の行動をとらざるを得ない原因として頻繁に挙げていたのは、経済断交であった。⁽³⁶⁾このような経済圧力が違法だとみなしていたのかは、自衛権は先行違法行為を前提とする概念だと捉えられていたのか否かと関連して重要である。この点について、東郷は、経済圧迫が「直接の武力行使よりもはるかに国家の生存を脅かしうる」としている。また、一九四一年一月九日に発表された政府声明においても、「凡そ交戦関係に在らざる国家間における経済断交は武力に依る挑発に比すべき敵対行為」と述べられている。⁽³⁷⁾また、戦後のものではあるが、一九四六年に外務省および第一復員省、第二復員省が共同編纂した文書には、「経済断交は武力行為を伴わない宣戦布告と同様」と記されている。⁽³⁸⁾このように、経済圧迫の違法性が主張され、自衛権は先行違法行為を前提とすると捉えられているようにも思われるが、以上の資料のみからはこの点は明らかであるとは言えない。しかし、南部仏印進駐は、先行違法行為が存在しないことが自明であるにも関わらず、重要資源を公平に供給することを確保するための自衛権行使であると主張されており、自衛権が必ず先行違法行為を必要とするとは捉えられていなかったと考える。

次に、正当化される行為についてであるが、戦争や武力行使といった、本来違法な行為の正当化のためにも自衛権は援用された。しかし、南部仏印進駐のように、日本の主張では議定書に基づく「合法的」な行為もまた自衛権によって正当化しうる行為として説明されていた。

さらに、自衛権の保護法益としては、自国の「生存」「存立」が主として挙げられていたが、それにとどまらない。南部仏印進駐に際しては、「太平洋の平和」に対する脅威も除くとされていた。⁽⁴⁰⁾さらに、外務省が一月二十八日に作成した「政府声明案」⁽⁴¹⁾において、「帝国は帝国の存立及東亜の自主独立に対する英米勢力の東亜に於ける脅威の根源を排

除するの自衛手段を執るの止むを得ざるに至りたり」というように、「帝国の存立」に加え、「東亜の自主独立」への脅威を排除するための「自衛措置」をとるとされた。

最後に、自衛権を行使しうる地理的範囲を検討する。アメリカの経済的圧力に対して「直接の武力行使よりもはるかに国家の生存を脅かしうる」としてアメリカに対して自衛権行使の可能性を示唆したことから、自国の生存を脅かす国家に対して自衛権に基づき武力行使しうるとされていたことが分かる。しかし、それにとどまらない。南部仏印進駐は、重要資源や食料を確保するための自衛の措置と説明されたが、南進の究極の目的は「大東亜共栄圏」を建設し自給自足体制を構築することであった。そうすると、進駐といった、日本の主張では自衛の措置とされるものは、「大東亜共栄圏」内では許されるが、「大東亜共栄圏」を超えた場所が想定されていたとは考え難い。

以上のように、先行違法行為が存在しない場合にも、また、合法的な行為を正当化するためにも自衛権が援用されていた。「大東亜共栄圏」という地理的限定はあるものの、日本が主張した自衛権は、伝統的に自己保存権によって正当化されていた行為を含むような広い概念であった。とは言え、日本政府が「自存自衛」と「自衛権」とを用語として区別していたこと、そしてその上で、従来の国際法上、日本の行動を正当化しうるのは「自存自衛」や「自己保存権」ではなく、「自衛権」だと捉えていたという点は、改めて強調しておくべきであろう。

(三) アメリカの評価

以上のような日本の自衛権の主張に対して、アメリカはどのような評価をしていたのであろうか。アメリカは、日米交渉が進むにつれて日本軍の撤兵を要求するようになっていったが、日本の駐兵に対する態度の中にも、アメリカの自衛権解釈を示唆するものが見られる。ハルと会談を行った野村駐米大使は、一九四一年五月の会談について、「此の頃

は初めの間は米国政府に於ても用語次第にて、例へば生命財産の保護とか、或は自衛権といふやうな点で必ずしも或る地点の駐兵には反対せざるが如く見えた」と述べている。この記述は、アメリカは当初、生命財産保護、自衛権のため駐兵には寛容な姿勢を見せていたことをうかがわせる。しかし、この会話日のアメリカの記録には、自衛権という用語が出ていないばかりか日本の駐兵に対する態度について詳述されていないため、アメリカの立場の詳細は不明である。⁽⁴⁵⁾

日本の自衛権の主張に対するアメリカの態度が硬化し、明確な形で日本を非難し始めるのは、七月に日本が南部仏印に進駐してからのことである。アメリカは、日本の仏印進駐について、武力および征服という政策、武力およびその脅威による拡張という目的を遂行するものとみなすと批判した。そして、日本が自衛の措置としてインドシナを占領したりその地域に基地を建設したりする正当な根拠はなく、米英蘭がインドシナに対する領域的野心を持つてゐる、あるいは日本への脅威とみなされるような動きを計画していると信じる根拠もないとし、日本の南部仏印進駐が自衛権の行使としての根拠を欠くことを示唆した。このことは、裏を返せば、米英蘭が日本への脅威とみなされるような動きを計画していることのみならず米英蘭がインドシナに対する領域的野心を持つてゐることも、自衛権行使の根拠としようとして捉えているようにも解すことができ、権益侵害やその恐れに対しても自衛権を行使しようとアメリカが捉えていることを強く示唆するものであり、次の主張もこれを補強する。

ローズヴェルトは、八月一七日、南部仏印進駐に続き武力やその脅威による近隣諸国に対する軍事制圧の政策や計画を遂行するためのこれ以上の行動を日本がとるならば、アメリカ政府は、自国や自国民の正当な権益を守るため、また自国の安全や安全保障を確保するため、必要だと考えられる全ての措置を直ちにとらざるをえないであろうと述べた。⁽⁴⁷⁾ここで言及された将来の行動は「自衛権」として説明されているわけではない。しかし、これに先立つ七月二三日、野村大使とウェールズ国務次官が会談した際、ウェールズは、日本の占領について次のように述べていた。すなわち、アメリカは、自国の「自衛の準備に照らした自国の安全に関して」、日本が南太平洋 (South Seas) 地域の追加的領域を

奪取することを通して、そこへの全体主義的領土拡張と占領という政策を進める前の最後のステップを踏んでいるとみなさなければならぬと述べた⁽⁴⁸⁾。以上の発言から、日本の将来の行動に対する対応は、自国や自国民の権益を守るための自衛の措置であるともみなしていたと解しうる。

三 アメリカ

(一) アメリカの国家政策

一八二三年一月二日、モンロー大統領は年次教書において、後の米国外交に多大な影響を与えることになる外交方針を発表した。これは、翌年、モンロー・ドクトリンと命名され、それ以来、アメリカの伝統的な国家政策となった。モンロー・ドクトリンは、元来、ヨーロッパ列強による米州諸国の植民地化の排除、ヨーロッパ列強による米州諸国への不干渉、ヨーロッパに対する孤立政策を唱えたものであったが⁽⁴⁹⁾、その性質や法的位置づけについては様々な議論があり、またその内容は発展の段階に従って変遷し一定ではなかった⁽⁵⁰⁾。

第二次世界大戦期の大統領であったローズヴェルトの国家政策もまた、モンロー・ドクトリンの伝統に則ったものであった。しかし、ローズヴェルト政権によるモンロー・ドクトリンの定義が公式に表明されることはなく、しかもその解釈は時期により異なっている⁽⁵¹⁾。このうち、太平洋戦争開戦直前の時期のローズヴェルトの国家政策は、一九四一年五月二七日の炉辺談話⁽⁵²⁾に端的に表れている。これによると、ヒトラーによるヨーロッパ征服を抑えなければそれが西半球に及ぶため、アメリカの防衛のために必要な措置を採る必要があるとされ、その上で次のような政策が明らかにされた。第一に、ナチスが西半球に支配を広めることあるいは西半球を脅かすヒトラーの全ての試みに、必要ないかなる場所

も、自分たちの全ての資源をもって、積極的に対抗する。第二に、イギリスおよびイギリスとともに武力でヒトラー主義やそれと同等のものに対抗している全てのものに対して、あらゆる可能な支援をするというものである。

このように、ローズヴェルトは、ヒトラーによりもたらされる西半球の危機を強調し、ヒトラーに対抗することを大きな目標として掲げた。このために自国が全力を注ぐことはもちろんのこと、イギリスを中心としたヒトラーに対抗する国家に対する支援も表明した。

(二) 国家政策と自衛権

当時アメリカが観念していた自衛権概念は、結論から述べると、上に述べた国家政策を実現するため、極めて広い行動の自由を許すものであった。モンロー・ドクトリンと国際法との関係について述べると、モンロー・ドクトリンを国際法上の原則とみなすか否かということは、伝統的に激しい論争の対象となっていた。さらに、モンロー・ドクトリンが国際法の原則であるとして、国際法上の根拠は何か―自衛権なのか自己保存権なのか―が問題とされていた。⁵³この点に関しては、太平洋戦争開戦直前の一九四〇年には、ハル国務長官によってモンロー・ドクトリンは自衛の政策であることが宣言されていた。⁵⁴ハルは、モンロー・ドクトリンを自衛の「政策」と述べており、この宣言のみからは、モンロー・ドクトリンの根拠を「国際法上の自衛権」とみなしていたと断言はできない。しかし、少なくとも対外的には、⁵⁵当該政策の遂行を「自衛権」の行使として説明していたということを強調しなければならぬ。アメリカ政府は、ナチスドイツに対する態度について、それが自衛権に基づくことを度々明言していた。⁵⁶このことは、当時のアメリカの国家政策に基づく措置は、国際法上の「自衛権」の行使であるとアメリカが捉えていたことを意味している。

それでは、自衛権の先行行為、正当化される行為、保護法益、地理的範囲をアメリカはどのように捉えていたのであ

ろうか。まずは、地理的範囲について検討する。日米交渉において、日本大使は國務長官に、アメリカ政府の自衛の解釈の下でアメリカは自国領土が攻撃されていない場合でも欧州戦争に参戦するということか尋ねた。その回答として、アメリカはドイツを念頭に置き、自国領土が攻撃されていなくても、「侵略国が他国を侵略中に無制限の征服という目的を明らかにするのであれば、他国は自己防衛 (self-protection) と自衛の適切な措置をとる必要がある」と主張した。⁵⁷ このように、アメリカの解釈において自衛権は、自国領土が攻撃された場合に自国を防衛する権利にとどまらなかった。もつとも、ローズヴェルトの国家政策がモンロー・ドクトリンに基づく以上、許容される行動範囲は西半球を限界とするようにも思われる。しかし、当時、大統領も國務長官も、侵略者の軍隊が西半球の境界線を越えるのを待っているのは遅すぎることを繰り返し強調していた。⁵⁸ ハル國務長官は一九四一年四月二四日のアメリカ国際法学会での演説で、「西半球および我が国の安全保障は、対抗が最も効果的でないかなる場所でも対抗することを要請している」と主張した。また、上述の炉辺談話で表された国家政策の中では、「ヒトラーの試みに対して、必要ないかなる場所においても (when ever necessary) 対抗するとされた。このことは、自衛権を行使しうる地理的範囲は自国領土や西半球に限らないとみなされていたことを示唆している」⁶¹。

それでは、自衛権の保護法益について、アメリカはどのような見解を持っていたのだろうか。アメリカは、自国の措置は、他国の防衛ではなく、自国の安全を守るものと度々主張していた。このことから、自衛権の保護法益として、主としてアメリカ合衆国の安全を想定していたことが分かる。しかし、それにとどまらず、ローズヴェルトは、一九四一年一月二一日「ヨーロッパ、アフリカ、アジアにおける戦闘は、一つの世界的紛争の一部に過ぎない。したがって、我々の利益はヨーロッパでも極東でも脅威にさらされているということを認識しなければならぬ。我々は、我々の生活様式、死活的な国家利益が深刻に危険にさらされているいかなる場所においてもそれらを守る任務に従事している。われわれの自衛の戦略は、我々の総合的安全保障に貢献するため、全ての戦線 (Front) を考慮にいれ、全ての機会を利

用するような、世界的戦略でなければならぬ⁽⁶³⁾と述べた。このように、自衛として、生活様式、死活的國家利益も守りうると明言されている⁽⁶⁴⁾。さらに、一九四一年五月七日の野村大使と國務長官の非公式會談において、アメリカ政府は自衛の必要性のためだけに、そして自國の權益および自國民の權益を守るためだけに行動していると主張された⁽⁶⁵⁾。もちろん、この發言のみからは、自國の權益および自國民の權益も自衛權の保護法益に含めていたとは明言できない。しかし、上記二(三)で挙げた發言も総合すると、自國や自國民の權益も自衛權の保護法益とみなしていたと解しうる。

次に、先行行為であるが、ヒトラーの侵攻が既に開始した後であるために当然であるとも言えるが、ヒトラーの「武力による世界征服の動き」や「侵略行為」などが挙げられていた⁽⁶⁶⁾。これは、自國領土に対する攻撃やその恐れに限定されるものではない。上述の通り、自國の「生活様式」、「死活的國家利益」、「權益」を危険にさらす行為が、自衛權の行使を正当化するとみなされているのである。

自衛のために正当化される行為については、侵略國のとする行動によって決定されるとし、特定の状況で自國の防衛(our protection)と自衛のために必要だとアメリカ政府の軍當局が考えるものによるとされた⁽⁶⁷⁾。その措置の中には、世界規模の征服の動きや武力による侵略に対抗しているイギリスやその他の國に対する援助や、日本が南進政策を進める状況において日本と貿易を停止することなど必ずしも國際法違反とは言えない措置も含まれていた⁽⁷⁰⁾。そして、自衛として許される究極の措置が戦争(当時想定されていたのは主として対独参戦)であると捉えられていたのである。このように、自衛の措置としては、状況に応じていかなる措置をとるのかを決定しようと考えられており、その中には國際法に照らして合法的なものから戦争に至るまで、ヒトラーに対抗するために必要なあらゆる措置が含まれていたと言える。以上から、当時の状況においてアメリカは、ヒトラーの侵攻に対抗するという自國の國家政策を実施するためには、いつでも、自國領土や西半球という地理的限界を超えても、いかなる措置も取りえたと言っても過言ではないほどに広く自衛權を解していたと言える。

(三) 日本の評価

日本においては、アメリカの主張する自衛権が、本来国際法で認められる範囲よりも広いことに對する懸念が度々表明されていた。日米交渉においては、日米了解案が日米双方から複数回出されたが、当初交渉のたたき台にされた私人の手による日米了解案（一九四一年四月）において、アメリカの欧州における戦争への態度は、「専ら自国の福祉と安全とを防衛するの考慮に依りてのみ、決せられるべき」と声明されたため、この一文について、日本国内において、アメリカによる自衛権の拡大解釈であり、アメリカが欧州戦争へ参戦する機会を増やすものと懸念された。⁽⁷²⁾そこで、日米交渉において日本はアメリカの自衛権の解釈を追及することになった。

この点について、当時日米了解案作成の日本側主任者であった岩畔大佐は、「米国側は自衛権の広義解釈を最初から堅持していた。米国が『自国並に自国民の權益並に福祉』を侵害するものに対する戦争を自衛権の発動と見る広い解釈は戦争加入の機会を多くするものに外ならない：自己の戦争準備完了次第本格的に戦争に加入し得る様にと、自衛権の広義解釈を採用したのは明らかである」⁽⁷³⁾と述べている。「自国並に自国民の權益並に福祉」侵害を対象行為として自衛権を行使することが、「広義解釈」とされているものと思われるが、これ以上詳しい説明は見られない。

一九四一年一月一〇日、東郷外相は、アメリカ政府が、当時、自衛の抗弁の下、国際法で一般的に認められる措置以上の措置に訴えようとしている印象を持つ旨グルー在日米大使に伝えた。そして、自衛原則の解釈を自由に過ぎないよう日本がアメリカに要請することは不適當ではないだろうと述べた。⁽⁷⁴⁾このことから、東郷の観念していた自衛権概念は、アメリカのものよりも狭いことは明らかであるものの、東郷の自衛権の捉え方や、アメリカの自衛権がどのように広いと認識しているかを示す内容をこの発言は含んでいない。この点については、一九五二年に東郷が記した手記において言及されている。本手記は、敗戦後に戦争主導者によって書かれたものであるという性質上、当時の自衛権の捉

え方をどの程度正確に反映しているのか定かではないものの、当時の日本政府関係者の自衛権の捉え方について詳しく言及されている数少ない資料であるため、少し長いが引用する。

「従来の国際法に於ては自衛は自国領域が攻撃せられた時とか、考慮を許さない程緊迫せる際とかの定義が諸学者及判決例等に確定せられて居たのであるが、米国は之に異なる主張を為して来たが、∴日米交渉中に於ても先方は米国の利益が侵害せらる虞がある場合には、自国の領域以外の如何なる場所に於ても、手遅れとならざる時期に於て對抗することとが米国の自衛であると述べ、日本から度々注意したのであるが米国政府は頑として自説を固執した。外交には相手があるから、自衛権に関する学説がどうあらうと相手国が斯る態度に出で来る以上日本も其主張を考慮に加へない訳に行かない。蓋し国際法は実質的には如斯き大国の恣意に依つて変更せられたと見るべき場合があるからである。

∴日本は自衛権の範囲に就ては少くとも米国を相手とする限り其解釈を参酌することが当然であつた。尚米国政府の解釈では何が自衛行為であるかとは自国のみが決定し得ると云ふのであつたから、此際の日本の決心が自衛の範囲を逸脱して居ると論ずる訳に行かない。凡そ一国に適用ある法則は他国にも適用せられなくてはならない。如斯き法律論は別とするも、当時日本の当局者が此儘では大国としては自滅の外ないと云ふ考慮を持つて居たことは事実である。⁽¹⁵⁾」

東郷が、自衛権は「自国領域が攻撃」された場合や攻撃が「考慮を許さない程緊迫」している際に行使するというのが諸学者および判例等により確定していたとした上で、「自国領土が攻撃」されていなくても関わらず、アメリカが主張するように自国の「利益」が侵害されるおそれがある場合に、「自国の領域以外の如何なる場所に於ても」對抗するというのは従来の国際法上は許されないと解していたことが推察される。ただし、上述の通り、本手記が戦後に書かれたものである以上、この記述に全幅の信頼を置くことはできない。何よりも、手記の内容は、上述の開戦前の日本の自衛権解釈の実態に完全に沿うものとは言い難い。しかし、少なくとも次のことは言えるであろう。アメリカが、自国の「利益が侵害」される恐れがある場合に自衛権を行使できるとした点についての大戦前の日本の評価は不明であるも

の、上述の日本の自衛権の地理的範囲の捉え方に照らすと、少なくとも、アメリカが「自国の領域以外の如何なる場所に於ても」自衛権を行使しようとしたことについては、それが許容される自衛権の範囲を超えると批判しているものと考えられる。

四 おわりに

本稿では、太平洋戦争開戦直前の日本とアメリカを対象とし、日米二か国が自衛権をどのように捉えていたのかを検討してきた。以上で述べた通り、日本もアメリカも、自衛権の先行行為、正当化される行為、保護法益、地理的範囲という点で自衛権を広く捉えており、国連憲章制定以前の自衛権は「自国領土が武力攻撃された場合に反撃する」というまでに制限されたという、制限的解釈説に対する反証を提示するものであった。本稿が対象とした国家と時期は限定されたものであったとはいえ、当時の国際社会の主要メンバーのうちの二か国が、自衛権を「自国領土が武力攻撃された場合に反撃する」よりも広い権利として捉えており、制限的解釈説の妥当性には疑問を呈さざるを得ない。

もつとも、日本とアメリカの自衛権の捉え方が、完全に一致していたとは言いがたい。とりわけ、アメリカは自衛権が許容される地理的範囲を日本よりも広く捉えていたと解しうるし、保護法益については、日本が主として「生存」「存立」を挙げながら「太平洋の平和」や自国の「地位」、東亜の「自主独立」にも言及し、アメリカは、合衆国の「安全」を主としながら、「生活様式」「死活的国家利益」「自国や自国民の権益」なども保護しようとする主張していた。

それでは、同時期の日米以外の国家の、自衛権をめぐる実行はどのようであったのか。これを分析する作業が、国連憲章制定前の慣習国際法上の自衛権概念の検証のためには不可欠である。もとより、国連憲章制定前の慣習国際法上の自衛権の明確化が、「現在の」慣習国際法上の自衛権を明らかにすることに直ちにはつながるわけではない。国連憲章

制定前の慣習国際法は現在までに発展しており、その発展についての検証が別途必要であることは言うまでもない。とはいえ、その検証の起点となる国連憲章制定時の自衛権に関する慣習国際法は、国連憲章制定前からの慣習国際法の発展の上に存在するものである。本稿は、国連憲章制定前の自衛権の全体像を明らかにする作業の一部と位置づける。

- (1) 議論状況は、以下の文献を詳し。Constantinou, A., *The Right of Self-defence under Customary International Law and Article 51 of the United Nations Charter* (Sakkoulas, 2000), at 53-54; Ruys, T., 'Armed Attack' and Article 51 of the UN Charter: *Evolutions in Customary Law and Practice* (Cambridge University Press, 2010), at 7-11; 森肇^註『自衛権の基層』(東京大学出版会、二〇〇九年)、一三—四九頁。
- (2) 例えは Brownlie, I., *International Law and the Use of Force by States* (Clarendon Press, 1963), at 272-275; Constantinou, *id.*, at 54; Lachs, M., "The Development and General Trends of International Law in Our Time," *Recueil des Cours*, t. 169 (1980-IV), at 162-163; de Arechaga, E.J., "International Law in the Past Third of a Century," *Recueil des Cours*, t. 159 (1978-I), at 96-97; Ruys, *id.*, at 54 など。国連憲章制定後の自衛権を狭く解する者が、国連憲章制定前の慣習国際法上の自衛権を必ず狭く解するとうわけではない点には注意が必要である。
- (3) 例えは Waldock, C.H.M., "The Regulation of the Use of Force by Individual States in International Law," *Recueil des Cours*, t.81 (1952), at 496-499; Bowett, D.W., *Self-Defence in International Law* (Manchester University Press, 1958), at 187; McDougal, M.S., "The Soviet-Cuban Quarantine and the Self-Defense," *The American Journal of International Law*, Vol. 57 (1963), at 599-600 など。
- (4) ニカラグア事件においては、自衛権の分野について、慣習国際法が条約国際法と併存しており、二つの法源によって規律される領域は完全には一致せず、そのルールは同じ内容を持つものではないと判示された (*Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1986, para. 176)。当該判決およびそれ以降の判例の位置づけにつき、森、前掲注(一)『自衛権の基層』七—一九頁。
- (5) その一因は、第二次世界大戦の日独の自衛権の主張が、ニュルンベルグ裁判や東京裁判において完全に否定されたことにあると考える。ニュルンベルグ裁判・東京裁判は確かに、それぞれ、日独の侵略目的が明白だとの前提に立ってドイツ・日本の自衛権の主張を却下した。しかし、これらの裁判では、自衛権についてその全貌を明らかにするほどの詳細な議論がされたとは言えない。

とりわけニュルンベルク裁判の判決は、デンマークとノルウェーに対する侵攻に関連して自衛権に簡単に触れただけであり、当裁判所の自衛権の捉え方を知りうるような詳しい議論は見られない（『International Military Tribunal (Nuremberg), Judgment and Sentences October 1, 1946.』 *The American Journal of International Law*, Vol. 41 (1947), at 205）。第二次世界大戦期の自衛権概念のうち、国連憲章制定過程のものについては、森、前掲注（一）『自衛権の基層』、二二一—二六九頁を参照。

(6) 制限的解釈説の重要な根拠として、不戦条約制定過程で交わされた一九二八年六月二三日の公文の以下の記述が挙げられる（*de Archchaga, supra note 2*, at 97; *Ruy's, supra note 2*, at 52）。「アメリカの不戦条約草案の中には、自衛権を制限したり毀損したりするものはない。この権利は、各主権国家に固有の権利であり、かつ一切の条約に暗黙的に包含されている。全ての国家はいかなる時も、また条約の条文に関わりなく、攻撃や侵入から自国領土を防衛する自由があり、かつその国家のみが自衛戦争に訴える必要のある状況か否かを決定することができる。もしもそれが適切な場合であつたら、世界がその行動を是認し、非難することはないであらう」（『American Note, June 23, 1928』, Miller, D.H., *The Peace Pact of Paris* (G.P. Putnam, 1928), at 213; 柳原正治『国際法先例資料集（一） 不戦条約（上）』（信山社出版、一九九六）、一三六—一三七頁、一四四—一四五頁。この公文を根拠として、自衛権は「攻撃や侵入」の場合に「自国領土」を守る権利であつたと主張される。もっとも、不戦条約の起草過程では、これ以外に多くの公文が交わされており、自衛権の解釈をアメリカのこの公文のみから導くことの不適切さは指摘しておくべきであらう。

(7) 一九四一年一月八日、日本が真珠湾を攻撃したその日に、ローズヴェルト大統領は、議会に宛てたメッセージにおいて「我々の防衛のための全ての措置がとられなければならない…戦闘が存在する。我々の国民、領域、利益が深刻な危険にさらされつつあることを無視しなむ」（*Papers relating to the Foreign Relations of the United States: Japan: 1937-1941*, Vol.II, (Kraus Reprint CO., 1972) [hereinafter, *FRUS: Japan*], at 794) と述べた。このように、真珠湾攻撃を受け、アメリカが主張した自衛権は、主として「自国領土が武力攻撃された場合の反撃」であり、国際連盟規約、不戦条約によって戦争の違法化が進展した後においても、自衛権を狭義に解釈したとしても認められるとされてきたのである。

(8) 外務省編『日本外交年表並主要文書・下』（原書房、一九七二年）、五七三—五七四頁。

(9) 参謀本部編『杉山メモ（上）』（原書房、二〇〇五年）、一〇—一二頁。

(10) 同上、一五—一六頁。

(11) 南進の主眼点は、この地域に日本の経済的自給権を確立することによって日本の戦略的態勢を強化することと、欧米勢力を駆逐することで援蒋ルートを遮断して日華事変を解決することにあった（吉田裕『アジア・太平洋戦争』（岩波書店、二〇〇七年）、五頁。「陸海軍首脳部会談ノ際ニ於ケル『時局処理要綱』ニ関スル實質疑心答資料」参謀本部編、同上、一六頁も参照）。

- (12) 「大東亜共栄圏」の地理的範囲は必ずしも自明であったとは言えないが、一九四〇年九月六日に四相会議および九月一日に連絡会議で決定された「日独伊枢軸強化に関する件」に付された秘密了解事項で、大東亜新秩序を建設する生存圏について以下のように説明された。「日滿支を根幹とし旧独領委任統治諸島、仏領印度及同太平洋島嶼、泰国、英領馬來、英領ボルネオ、蘭領東印度、ビルマ、濠州、新西蘭竝に印度等とす但し交渉上我方が提示する南洋地域はビルマ以東蘭印ニューカレドニア以北とす尚印度は之を一応『ソ』連の生存圏内に置くを認むることあるへし（外務省編、前掲注(8)『年表・文書下』、四五〇頁）。山本有造『大東亜共栄圏』経済史研究（名古屋大学出版会、二〇一一年）、七〇―七六頁も参照。「大東亜共栄圏」概念に含まれた日本の軍部と外務省の二つの異なるアイデアについては次の文献を参照。Yanagihara, M., "Japan's Engagement with and Use of International Law, 1853-1945," *Marduhm, T. & Steiger, H. (eds), University and Continuity in International Law (Eleven International Publishing, 2011), at 466-467.*
- (13) 外務省編、前掲注(8)『年表・文書下』、四四九―四五〇頁。
- (14) 同上、四七九―四八〇頁。
- (15) 森茂樹「国策決定過程の変容―第二次・第三次近衛内閣の国策決定をめぐる『国務』と『統帥』」『日本史研究』第三九五号（一九九五年）、三四―六二頁。
- (16) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:B02032438600、大東亜戦争関係一件／日、仏印共同防衛協定及コレニ基ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係 第二卷 (A-7-0-0-9_2_002) (外務省外交史料館)。
- (17) なお、当初案では、「大東亜共栄圏建設の途上に於て」という句はなかったが、外務大臣が大東亜共栄圏樹立を目的として入れることを提案したためこの句が挿入されたという経緯がある（参謀本部編、前掲注(9)『杉山メモ（上）』、一六六頁）。
- (18) 例えば、一九四一年六月二五日の大本営政府連絡懇談会で決定された「南方施策促進に関する件」（防衛庁防衛研究所戦史室『大本営陸軍部大東亜戦争開戦経緯へ4』（朝雲新聞社、一九七四年）、一三八頁）、同年七月二日の御前会議で決定された「情勢の推移に伴ふ帝国国策要綱」（外務省編、前掲注(8)『年表・文書下』、五三一頁）など。
- (19) 「自存自衛」をおおよそ以下のような二つの意味をもつものと捉えるものとして、波多野澄雄「日本の『新秩序』理念と戦争目的」『新防衛論集』第八巻三号（一九八〇年）、三八頁。
- (20) 「内閣総理大臣所要事項説明」参謀本部編、前掲注(9)『杉山メモ（上）』、一六九頁。
- (21) 政府・大本営ともに、「自存自衛」のうち「自存」は「重要資源を確保するための自給体制を南進により確立することによって日本の生存を維持する」ことを、「自衛」は武力行使を、それぞれ正当化する用語として一貫して用いていたとまでは言えないまでも、「自存」と「自衛」が別個に使用される場合にはおおよそこのような用語法に従っていたものと思われる。例えば、「現状勢

下に於て帝国海軍の執るべき態度 昭和十六年六月五日」参謀本部編、同上、六四―八二頁・「泰に関する対英交渉要綱 昭和十六、八、十三 連絡会議決定」、同上、二九八―二九九頁・「帝国国策遂行要領」に関する御前会議 昭和十六年九月六日 内閣総理大臣口述」、同上、三四頁・「帝国国策遂行要領」に関する御前会議 昭和十六年九月六日 企画院総裁説明事項、同上、三二〇頁など。ただし、例外も多く見受けられる。なお、森松俊夫は、「自存」を「重要な不足資源を確保」すること、「自衛」は、「米英蘭等の対日禁輸または軍事的圧力が過重され、打開の方策がなく、やむを得ず武力を行使せねばならぬ場合に対抗する決意」というように区別している（森松俊夫「大東亜戦争の戦争目的」『近代日本戦争史 第四編 大東亜戦争』（同台経済懇話会、一九五五年）、三〇〇―三〇一頁）。

(22) 防衛庁防衛研究所戦史室『大本営陸軍部大東亜戦争開戦経緯へ3』（朝雲新聞社、一九七三年）、三三八頁。

(23) 「自存自衛」については、明治維新以来の日本の大陸政策という歴史と関連づけた、以下のような証言もある。戦争指導を任務とする参謀本部第二〇班に所属していた原四郎は、「日本が四つの島や朝鮮、台湾等において、必要な食料を得て単に生活で済むだけのことが自存自衛ではない。日本は明治維新（一八六八年）以来七十年余にわたる英米両国も一時は支持協力したところの大陸政策という民族の歴史がある。この歴史には民族の生命と権威がともなう。その民族の生命と権威と国民の生存とが危機に瀕した場合、起つて戦争に訴えることを自存自衛の戦いと信じてきたのである（原四郎『大戦略なき開戦』（原書房、一九八七年）、三二二頁）」と回想している。ただし、本手記は、戦後にまとめられたものであり、「自存自衛」の意味をどの程度正確に描写しているのか不明である。

(24) 木戸幸一『木戸幸一日記 下巻』（東京大学出版会、一九六六年）、九一―四頁。

(25) 南洋局は「タイ」国、「フィリピン」群島、印度支那、「ビルマ」、「マレー」、北「ポルネオ」、東印度諸島、濠洲及「ニュー・ジールランド」其他の大洋洲諸島並に南極地域に関する外交事務を掌る。南洋局以外の五局は、東亜局、欧亜局、亜米利加局、通商局、条約局である（「外務省官制第六条ノ三」外務省大臣官房人事課編『外務省年鑑』第一卷（出版社不明、一九四二年）、四頁）。

(26) 「南方戦争の性格、戦争目的に関する一意見（南洋局）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B020329656000 大東亜戦争関係一件／開戦関係重要事項集（A-7-0-0-9-51）（外務省外交資料館）。

(27) 陸海軍省による「対米英戦争名目骨子案」にも「自存自衛」という用語が使用されている。

(28) 「生存権」という用語が選択された理由については、同文書の別の注で、「生存権」の擁護は戦争性格をよく表現し且其の強調は国民の理性及感情に訴ふる力最も大にして我国民をして戦争目的を充分納得し、最後迄一致団結其の遂行に協力せしむる為絶対に必要な」とされている。このことから「自衛権」のように使ひ古されていない「生存権」をあえて選択することによって、来るべき戦争を大戦争と位置付け、国民の理性および感情に訴えることで戦争目的を納得させて協力を得やすくすることが意図さ

れていた。

(29) 一九四三年の大東亜共同宣言において、「自存自衛」の英訳は“their self-existence and self-defence”、仏語訳は“leur existence autonome et leur propre defense”²⁾と訳されていたことから、「自存自衛」は、「自衛」に加えて「自立して生存すること（自存）」を加えた概念だと捉えられていたことが分かる。大東亜共同宣言は、一九四三年一月五日、六日に開催され、日本、中国、満州、フィリピン、ビルマ、タイ、自由インド仮政府が参加した大東亜会議において採択された。戦争を完遂して大東亜を米英の桎梏より解放してその自存自衛を全うすることが前文で謳われ、大東亜を建設する際に基づくべき綱領が記されている（外務省編前掲注（8）『年表・文書下』、五九三頁）。大東亜会議と共同宣言についての詳細は、波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』（東京大学出版会、一九九六年）、一六一—一九二頁を参照。

(30) 日米交渉は、よく知られているように、日米了解案をたたき台にして一九四一年春から開戦まで続けられた。交渉で取り上げられた話題のうち、交渉の焦点となり後に日米交渉の行き詰まりの要因となったのは、第一に、既に欧州において起こっていた欧州戦争に対して日米両国政府はいかなる態度をとるのかという問題、第二に、中国やインドシナなどに駐屯している日本軍が撤兵すべきかという問題、第三に、国際商事へ無差別原則を適用するかという問題である。そのうち、自衛権に関係する議論が見られるのは、第一の点と第二の点についての議論の中においてである。

(31) もっとも、対外的説明において（FRUS: *Japan, supra note 7, at 641*）、また国内向けの文書とはいえ外国語に訳されて読まれることが想定された宣戦の詔書などでも「自存自衛」が使用されることもあり、対外的説明において、徹頭徹尾「自衛権」のみによって自国の行為が正当化されていたとは言えない。

(32) 一九四〇年代に、日本の学界で大東亜共栄圏をめぐる法的問題が議論の対象となり、大東亜共栄圏内の国家間関係、そして大東亜共栄圏とそれ以外の国家の間の関係を規律する法秩序（大東亜国際法）の構築が試みられるようになる。大東亜国際法についての新しい研究として、明石欽司『大東亜国際法』理論—日本における近代国際法受容の帰結』『法学研究』第八二巻一号（二〇〇九年）、二六一—二九二頁。

(33) FRUS: *Japan, supra note 7, at 714.*

(34) *Id.*, at 548, 574.

(35) *Id.*, at 548, 553-554, 574, 641, 683, 774.

(36) 以下に挙げるものに加えて、「政府声明案（昭和十六、一七、一八）外務省」〔ACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C12120363800、重要国策決定の経緯概説（第二次近衛内閣より開戦まで）（防衛省防衛研究所）。「宣戦の詔書」では、「日本周辺への武備増強」も挙げられている。

- (37) 一九四一年二月九日朝日新聞東京夕刊。
- (38) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C12120363800、重要国策決定の経緯概説(第二次近衛内閣より開戦まで)(防衛省防衛研究所)。
- (39) 東京裁判の一般最終弁論においても、不戦条約のアメリカにおける批准過程でケロッグ国務長官が、経済封鎖は戦争行為であると述べたことが引用された(東京裁判資料刊行会編『東京裁判却下未提出弁護側資料 第7巻』(国書刊行会、一九九五年)、三四頁)。
- (40) 前注(34)本文参照。
- (41) 二月九日に発表された政府声明それ自体には「自衛」という用語は見られない。
- (42) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B02032966800、大東亜戦争関係一件／開戦関係重要事項集(A-7-0-9-51)(外務省外交史料館)。
- (43) 日米交渉とその争点については、前注(30)参照。加瀬俊一著『日本外交史 第23巻 日米交渉』(鹿島平和研究所出版会、一九七〇年)をも参照。
- (44) 野村吉三郎『米国に使用して 日米交渉の回顧』(岩波書店、一九四六年)、五八頁。防衛庁防衛研究所戦史室、前掲注(22)『大東亜戦争開戦経緯へ3』、五九四―五九五頁も参照。
- (45) FRUS, *Japan*, *supra* note 7, at 435.
- (46) *Id.*, at 316, 341, 525.
- (47) *Id.*, at 556-557.
- (48) *Id.*, at 525.
- (49) 中嶋啓雄「モンロー・ドクトリン、アジア・モンロー主義と日米の国際秩序観―戦前・戦中期における日本のモンロー・ドクトリン論を手掛かりに―」『アメリカ研究』第四九巻(二〇一五年)、六二頁。See also, Higgins, A.P., "The Monroe Doctrine," *The British Year Book of International Law*, Vol.5 (1924), at 104.
- (50) 西崎文子「モンロー・ドクトリンの系譜―『民主主義と安全』をめぐる一考察―」『成蹊法学』第七一巻(二〇一一年)、一―一五頁・草野大希「モンロー主義とアメリカの介入政策―単独主義と多角主義の淵源となった外交理念のダイナミクス―」『アメリカ研究』第四九巻(二〇一五年)、四一―五九頁。モンロー・ドクトリンの歴史については、Dexter, P., *A History of the Monroe Doctrine* (Longmans, Green & Co., 1960)；中嶋啓雄「モンロー・ドクトリンとアメリカ外交の基盤」(ミネルヴァ書房、二〇〇二年)も参照。一九二三年、ヒューズ国務長官は、モンロー・ドクトリンはアメリカが定義、解釈、適用する権利を留保すると宣言

- つづいた (Hughes, C.E., "Observations on the Monroe Doctrine," *The American Journal of International Law*, Vol. 17, No. 4 (1923), at 616).
- (51) ローズヴェルト政権のモンロー・ドクトリンについては次の文献に詳しい。奥広啓太「宣言なき再定義—フランクリン・ローズヴェルト政権とモンロー・ドクトリン」『アメリカ研究』第四九卷(二〇一五年)、二二—三九頁。
- (52) *The Department of States Bulletin*, Vol. IV [hereinafter *DSB IV*], No. 101 (1941), at 647-653. 談話の最後に、無制限国家非常事態が宣言された。
- (53) 議論状況は、以下の文献に詳しい。立作太郎『米国外交上の諸主義』(日本評論社、一九四二年)、六〇—七七頁・松下正壽『米州広域国際法の基礎理念』(有斐閣、一九四二年)、一三—三三頁・安井郁『欧州広域国際法の基礎理念』(有斐閣、一九四二年)、六九—七六頁。
- (54) *The Department of States Bulletin*, Vol. III, No. 54 (1940), at 4. ハルのモンロー主義観に対する批判として、神川彦松「ローザル・ハルのモンロー主義観」『国際法外交雑誌』第三九卷八号(一九四〇年)、六五—七五頁。
- (55) 対内的には自己保存という用語が使用されることもあった。例えば、*DSB IV*, *supra* note 52, No. 96, at 492; *id.*, No. 101, at 651.
- (56) *FRUS: Japan*, *supra* note 7, at 510. See also, *id.*, at 413, 440. 上述のローズヴェルトの談話と同様の政策は、一九四一年四月二四日のアメリカ国際法学会におけるハル國務長官の演説でも表明された。この「アメリカ国際法学会での演説においては、「自衛」に加えて「自己保存」という用語も用いられていたが (*DSB IV*, *supra* note 52, No. 96, at 492) その同じ内容が日米交渉では「自衛権」として説明されていた。この演説を引用した一九四一年五月三十一日の日米了解案(アメリカによる)の付属書には、アメリカの態度は、奪うことのできない自衛権の基本的考慮に基づくものであると記述されている (*FRUS: Japan*, *supra* note 7, at 449-450). See also, *Foreign Relations of the United States*, Vol. IV, *The Far East* (Government Printing Office, 1956) [hereinafter, *FRUS IV*], at 201-202; *DSB IV*, *supra* note 52, No. 103, at 719. 第二次世界大戦後の研究においては、モンロー・ドクトリンを集団的自衛権と位置付けるものもある。しかし、当時は、現在の集団的自衛権の内容を「自衛権」の主張の中に見出すことができることはあっても、個別的自衛権と集団的自衛権には区別されていなかった。また、当時のアメリカの主張においても、その両方の内容は峻別されていない。なお、パウエットもモンロー・ドクトリンを集団的自衛権の項で論じているが、彼は集団的自衛権を「個別的自衛権の共同行使」と理解する (Bowett, *supra* note 3, pp. 206-212)。
- (57) *FRUS: Japan*, *supra* note 7, at 427.
- (58) ローズヴェルトがモンロー・ドクトリンの地理的前提に疑問を呈していたことにつき、奥広、前掲注(51)「宣言なき再定義」

三一頁。

- (59) *DSB IV, supra note 52, No. 96, at 492.*
- (60) *DSB IV, supra note 52, No. 101, at 652.*
- (61) 上記五月の炉辺談話の段階で、モンロー・ドクトリンが許容する行動範囲が地理的定義による西半球にとどまらなと解釈されてきたことなき⁷奥広⁸、前掲注(51)「宣言なき再定義」三四頁。
- (62) 例えば、*FRUS: Japan, supra note 7, at 510; DSB IV, supra note 52, No. 96, at 492.*
- (63) *FRUS IV, supra note 56, at 7.*
- (64) なお、モンロー・ドクトリンが「政治組織の話（共和制の擁護）」とアメリカ合衆国および西半球の安全保障の話を切り離していないため、モンロー・ドクトリンを西半球全体に拡張すると、それによって守られるのが、アメリカ合衆国の安全なのか、共和制なのか、西半球全体の利益なのか不明確であると指摘されている（西嶋、前掲注(50)、九一—一〇頁）。
- (65) *FRUS: Japan, supra note 7, at 413.*
- (66) *Id., at 510.*
- (67) *Id., at 510.*
- (68) *Id., at 427; DSB IV, supra note 52, No. 82, at 88-89.*
- (69) *FRUS: Japan, supra note 7, at 429; DSB IV, supra note 52, No. 105, at 763.* 一九四一年三月、アメリカ合衆国の防衛にとって重要な国家に対して軍需品を売却・譲渡・貸与・交換することを可能とする武器貸与法が成立した。
- (70) *FRUS: Japan, supra note 7, at 342.*
- (71) 防衛庁防衛研究所戦史室、前掲注(22)『大東亜戦争開戦経緯(3)』、五一—三頁。
- (72) 同上、五一—五三四頁。
- (73) 同上、五一—五三八頁。
- (74) *FRUS: Japan, supra note 7, at 714.*
- (75) 東郷茂徳『時代の一面』（改造社、一九五二年）、二五一—二五二頁。

〔付記〕 本稿は、科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。